

# 平成 31 年度

## 社会福祉法人西都市社会福祉協議会 事業計画

### I 基本方針

今日、少子高齢化の進展や認知症高齢者の増加、一人暮らし高齢者世帯の増加など社会構造が大きく変容し、地域社会において社会的孤立や経済的困窮といった深刻な生活課題を抱える人や世帯が増加しています。そして、その多くは複雑・多岐にわたる生活課題を抱えており、地域全体で様々な課題に対応していくことが求められています。

国においては、ニッポン一億総活躍プランが掲げられ地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティの育成と、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して、「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の多機関協働による総合的な相談支援体制づくり等に向け、地域福祉を軸にした施策の方向性が示され、その体制づくりの中心的な機関の一つとして社会福祉協議会があげられています。

一方、社会福祉法等の一部を改正する法律が公布・施行され、社会福祉法人としては「経営組織のガバナンスの強化」、「事業経営の透明性の向上」、「財務規律の強化」の3つを趣旨としての改革が掲げられ、本会においても必要な整備を行い、地域福祉の向上に積極的に取り組んできたところではありますが、その根幹をなす職員の事務処理において、昨年、不適正な事務処理が発生いたしました。本会においては、今後このようなことが二度と起こらないように、役職員一丸となって、より一層適正な事業運営・経営に努めていなければなりません。

このような状況を踏まえ、「住民だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくり」を目指し、公共性・公益性を持つ団体としてその責務を果たし、自らの経営の効率化と行政や住民組織との協働性を大切にしながら、市民福祉サービスの提供に努め、市民の信頼に応えられる法人となるべく、コンプライアンス（法令や社会規範等の遵守）の徹底を優先課題として認識するとともに、市行政及び関係機関・団体と密接に連携を図りながら、地域のニーズにあった新たな事業の開発や実施、人材育成などを意識しながら、安定した法人運営に取り組めます。

### II 基本理念

「みんなで支えあう地域福祉のまち西都」

住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織として、市民に必要とされる組織づくりを推進していきます。

### III 重点事項

平成 31 年度は、コンプライアンスの徹底を最重点事項として取り組むとともに、社協経営を適切に行い、また効果的な事業展開を目指して以下の重点事項を推進します。

#### 1 法人の運営管理と経営基盤の充実強化

理事会・評議員会の組織運営とともに、財務・人事・労務などの法人運営や各部署間の調整などを行う社協事業全体の管理（マネジメント）業務を行います。

#### 2 地域福祉活動推進事業の充実強化

地域住民をはじめ地域のあらゆる関係者の地域福祉への理解や参加を広げ、住民の福祉活動との協働や住民の福祉活動の支援や基盤づくりを行います。

#### 3 福祉サービス利用支援事業の充実強化

総合相談、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談事業など、支援を必要とする方々や生活課題を抱える方々への相談支援や生活支援を行います。

#### 4 在宅福祉サービス事業の充実強化

介護保険事業や障害者総合支援法による事業など、制度に基づく福祉サービスや市からの受託に基づくサービスなどの多様な在宅福祉の支援を行います。

### IV 各係の主な取り組み

#### 1 総務課 総務係

- 社会福祉法人としての経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化に努め、事業運営の透明性の向上を図るなど、住民や各種団体等からの信頼にこたえる法人運営を行います。
- 安定的な財源確保に努めるとともに、本会の役割や存在意義が地域住民等に広く理解され、会費や寄附の協力を得られるための取り組みを行います。
- 限られた職員で最大限の成果を上げることができるよう、各種事業の見直しや人材育成に努めながら、職員の資質向上を行い、また、地域福祉を推進するための基盤強化とすため、組織、事業、財政等に関する「社協発展・強化計画」の策定や費用対効果を意識した対策に取り組みます。
- 倫理観をもって、法令及び内部規程の遵守はもとより、日常の業務点検などを通じて、事業の適正化や事件・事故の未然防止に努め、業務の質の向上を目指します。

#### (1) 法人運営事業

- ①理事会・評議員会の開催
- ②外部・内部監査の実施（平成30年度の事業執行状況及び決算等）
- ③法人財務状況からの経営分析
- ④財務規律の徹底
- ⑤経理事務の効率化
- ⑥各種法令に基づく諸規程の整備
- ⑦事務局会議の開催（事務局長・課長・係長） <毎月>
- ⑧安全衛生管理体制の推進
- ⑨社協発展・強化計画の策定
- ⑩事業見直しに伴う財政計画の検討
- ⑪コンプライアンス体制の整備と信頼性の高い法人運営の確立
- ⑪西都市社会福祉大会の開催（3年に1回の開催）
- ⑫県内九市社会福祉協議会会長・事務局長会議の開催

#### (2) 役職員研修体制の整備と充実強化

- ①関係機関が主催する研修会への参加・派遣
- ②職場研修会の実施
  - a 役職員を対象とした集合研修会の実施
  - b 新任職員研修及びオリエンテーションの実施
  - c 外部研修等の報告や事例検討会の実施
- (3) 職員の資質向上と人材育成
  - ①職場内部研修の実施
  - ②外部研修への派遣（行政や各研修機関及び種別協主催研修会への派遣）
  - ③自己啓発等に対する支援（自主勉強会の支援、資格取得への支援等）
  - ④福祉職員としての専門性の確立と服務規律の遵守
  - ⑤局内のネットワーク化及び情報や方針の共有化
- (4) 情報機能の強化及び広報・啓発活動の推進
  - ①広報誌「社協だより」の発行 <年3回>
  - ②ホームページの運用
  - ③市のお知らせ・新聞等を活用した啓発活動の実施
  - ④福祉情報のデータベース化や社協内部における情報の共有化
- (5) 受託施設の管理経営
  - ①西都市地域福祉センターの指定管理（平成31年4月1日～平成36年3月31日）
  - ②西都市老人福祉センターの指定管理（平成31年4月1日～平成36年3月31日）
  - ③西都市山村憩いの家の指定管理（平成31年4月1日～平成36年3月31日）
  - ④西都市生きがい交流広場の指定管理（平成28年4月1日～平成33年3月31日）
  - ⑤その他
    - a 災害時における福祉避難所の開設と運営（市との連携・協働）  
（職員のマニュアルの確認及び業務分担）
    - b クリーンデーの実施
    - c 総合防災訓練の実施
- (6) 車両の管理・運行
  - ①公用車の保管及び整備と交通法令遵守の徹底
    - a 運行前自主点検の実施と安全運転の励行
    - b 点検整備（作業点検・定期検査・定期車両整備）の慣行
    - c 交通法令講習会の実施
  - ②マイクロバスと福祉バスを活用した当事者団体等の支援
- (7) 不祥事再発防止対策の推進
  - ①役職員の意識改革（コンプライアンスの徹底）  
役職員全員の意識改革と再発防止対策を図るため、全役職員対象の研修会の開催
  - ②内部牽制体制の徹底（公印の保守管理・使用、通帳・現金の管理の厳格化）
  - ③外部監査制度導入
- (8) 各種関係機関・団体との連携強化
  - ①行政との協働関係の構築
  - ②全社協・県社協・他市町村社協との情報交換による連携強化
  - ③福祉関係各団体との情報交換による連携強化

④民生委員児童委員協議会等の福祉関係団体との連携強化

## **2 生活支援課 相談サポート係**

- 福祉の総合相談窓口として、ちょっとした身近な困りごとから、複合的な課題など様々な相談を受け、関係機関とネットワークを構築しながら、解決へと繋げていきます。
- 障がい者や生活困窮者、認知症の方などが、地域で安心した生活を送っていくために、権利を擁護していくための支援を行い、権利侵害を防止していくための取り組みを行います。

### (1) ふれあい総合相談センター事業

- ①常勤相談員（1名）の配置
- ②相談支援の標準化（書式の整備）、ワンストップ相談支援体制の整備
- ③組織や機関、分野を超えた横断的な連携・協働による支援（複合的、制度の谷間に位置するケースへの対応）
- ④みやざき安心セーフティネット事業実施法人との連携強化
- ⑤無料法律相談の実施（毎月第3火曜日 13：30～16：00）
- ⑥介護用品等福祉用具の貸出

### (2) たすけあい資金並びに生活福祉資金貸付事業

- ①広報活動・適正貸付の促進
- ②自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法）との連携による貸付・生活支援
- ③延滞債権の減少促進（延滞債権の発生防止・早期対応・整理促進）
- ④償還指導の実施
- ⑤管理・運営体制の強化（事務処理による合理化・効率化）

### (3) 日常生活自立支援事業（あんしんサポートセンター）の受託運営

- ①専門員及び生活支援員による適正な代行及び代理業務の執行
- ②利用者及び相談者に対する助言・情報提供
- ③市民及び関係機関への広報活動の充実（事業の正しい理解促進）
- ④宮崎県あんしんサポートセンターとの連携（契約締結審査会の活用等）
- ⑤成年後見制度移行対象者への支援（契約能力低下の利用者）

### (4) 障がい者生活サポートセンター「なごみ」（一般相談・特定相談）の運営

- ①障がい者・児及び家族・関係者の相談窓口及び助言・連絡調整
- ②障がい福祉サービス事業所等の情報提供
- ③サービス利用計画の作成及び評価
- ④訪問による継続的なモニタリング（観察・記録）
- ⑤組織や機関、分野を超えた横断的な連携・協働による支援（複合的、制度の谷間に位置するケースへの対応）

### (5) 法人後見事業

- ①運営委員会・受任検討委員会の開催
- ②成年後見人等の受任
- ③任意後見契約及び委任事務等の契約
- ④成年後見制度、任意後見制度等に関する相談支援

- ⑤日常生活自立支援事業からの移行体制整備
- ⑥制度の広報・周知
- (6) 社会福祉法人連携支援事業
  - ①社会福祉法人間連携を目的に連絡会議を開催
  - ②西都市フードバンク事業による緊急時食料支援
  - ③すっきりクリーン事業

### **3 地域福祉活動おうえんセンター 地域福祉係**

- 地域共生社会の実現に向け、他人事を「我が事」に変えていけるような働きかけや、地域の課題を「丸ごと」受けとめられるような場として、各事業を推進します。
- ボランティア・市民活動団体などの各種団体との連携・協働の取り組みを、これまで以上に広げていくと共に、福祉コミュニティ（福祉推進会）と共に「地域のつながりの再構築」を図りながら、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの身近な課題に対応できる地域づくりを目指します。
- 地域住民の身近な圏域で推進している事業（小地域ネットワーク事業・住民参加型在宅福祉サービス事業）については、人口減少や高齢者人口の割合が高くなる中、担い手の確保など様々な課題が山積しつつあります。今後、効率的かつ適正に事業を推進するために、事務局・推進組織・団体などと協議をすすめ、将来の方向性を整理し、見直しや統合などを実施します。さらに、ふれあい・いきいきサロン事業については、実施する福祉推進会に対し、定額で支援を行ってきましたが、実施回数や参加人数に応じて支援を行う方法に見直しを行い、更なる事業充実と地域コミュニティの再構築に努めます。
- 中長期的に幅広い福祉課題に対応するための基本計画となる、第3次地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）を、福祉事務所や関係各課、市民や関係機関・団体と連携・協働を図りながら策定します。

#### (1) 第3次地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の策定

- ①策定体制（策定委員会・専門部会・事務局など）の決定
- ②計画の方針・計画に盛り込むべき事項の決定（行政との合意形成）
- ③連携・協働による策定作業（課題把握・整理・計画化など）

#### (2) 小地域ネットワーク事業

- ①区福祉推進会活動の支援
- ②福祉協力委員の委嘱・研修企画・活動支援
- ③地域の福祉力強化推進事業の実施・支援
- ④ふれあい・いきいきサロン事業の実施・支援
- ⑤事業推進連絡会議（仮称）の開催
- ⑥区長・民生委員児童委員連絡会議等の開催（地区内における連絡・調整の場づくり）

#### (3) 住民参加型在宅福祉サービス事業

- ①ふれあい・まごころサービス事業
- ②みんなのデイサービス事業
- ③事業推進連絡会議（仮称）の開催

#### (4) ボランティアセンター事業

- ①活動の啓発及び相談・登録・紹介
- ②活動に関する調査・研究・養成
- ③活動に係る情報提供及び情報交換
- ④活動団体等に対する支援
- ⑤活動保険・行事用保険等の窓口
- (5) 福祉教育の推進
  - ①子どもへの福祉教育（さいと学への支援など）
  - ②地域住民への福祉教育（地域福祉座談会・出前講座など）
- (6) 子育て支援
  - ①おもちゃライブラリー（祝祭日を除く、木曜日・土曜日に開館）
- (7) 福祉人材育成
  - ①地域福祉活動にかかわる担い手（ボランティア・協力者など）研修の実施
  - ②各種事業の担い手（ボランティア・協力者など）確保に向けた取り組み
- (8) 当事者組織及び福祉団体の育成・支援
  - ①レクリエーション用具の貸与
  - ②ボランティアセンター登録団体の育成・支援
  - ③市民活動支援センター登録団体の育成・支援
  - ④区福祉推進会など福祉コミュニティの育成・支援
- (9) 災害ボランティアセンター設置・運営に向けての備え
  - ①研修会の開催
  - ②方向性や役割分担に向けた調査・研究（市との連絡・調整）
  - ③関係団体・機関・企業等とのネットワーク構築に向けた調査・研究
- (10) 市民活動支援センター事業
  - ①活動の啓発及び相談
  - ②活動に関する調査・研究・養成
  - ③活動に係る情報提供及び情報交換
  - ④活動団体等への印刷機・コピー機・パソコン等機材の提供
- (11) 生活支援体制整備事業の推進
  - ①1層生活支援コーディネーターの配置
  - ②資源開発（不足するサービス創出・サービス担い手の養成など）
  - ③ネットワーク構築（局内をはじめ関係者間との情報共有など）
  - ④ニーズ取り組みのマッチング（第2層の支援など）
- (12) 西都市生きがい交流広場の管理経営
  - ①地域住民の生きがいづくり及び健康増進の推進
  - ②会議室等の利用許可・施設及び設備の維持管理
- (13) 歳末たすけあい募金助成事業
  - ①助成事業の内容についての調査・研究（西都市民生委員児童委員協議会との協働）
  - ②助成事業の実施
- (14) 地域福祉関係団体等の事務局運営
  - ①西都市民生委員児童委員協議会
  - ②西都市高齢者クラブ連合会

### ③西都市市民活動団体ネットワーク協議会

#### **4 在宅福祉課 訪問介護係**

- 地域に住む一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できる様、セルフケアの啓発等にも取り組みながら、地域共生社会に対応できるようさまざまな制度を活用していきます。特に、訪問介護員の派遣に関しては、地域に社会資源の少ない障害福祉サービスに重点を置いて支援していきます。
  - 他職種との連携を図りながら、さまざまな知識の習得に努め、利用者の状態像に応じた支援を提供します。また、障害サービスから介護保険へと移行された方もスムーズに利用制度の移行をおこない、自宅での生活が継続できるように支援していきます。
  - 職員一人ひとりが法令に対する認識を高め、組織内の統制を図るとともに、サービス利用者や家族との信頼関係を深め、サービスに対する満足度を高める取り組みに努めます。
- (1) 居宅介護支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業含む）
    - ①法令遵守の徹底（チェック体制の整備）
    - ②自立支援・重度化予防を目指したケアプラン作成
    - ③各種研修会及び地域ケア会議・事例検討会等への参加
    - ④さまざまな制度の理解と、対人援助技術の向上による相談業務の充実
    - ⑥医療と介護連携への取り組み
  - (2) 訪問介護事業・訪問入浴介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業、軽度生活援助含む）
    - ①各種疾患、障がいを持たれた方に対応する為に必要な介護技術の向上
    - ②アセスメント力・対人援助技術の向上による相談業務の充実
    - ③利用者支援能力の向上を目指した内部研修会並びに定例会の充実
    - ④各種研修及び地域ケア会議等への参加
    - ⑤他職種連携と提案能力向上への取り組み
  - (3) 障害福祉サービス事業の充実（居宅介護事業・地域支援事業）
    - ①専門性を生かし、自立支援を目指したサービスの提供
    - ②身体の状態に応じた介護を提供できる人材の育成
    - ③各種研修会への積極的な参加等による専門知識の習得
    - ④事例検討などによる内部研修及び定例会の充実
    - ⑤医療機関等及び他職種との連携強化

#### **5 在宅福祉課 通所介護係**

- 心身の維持向上と社会参加の促進を図るため、地域連携の拠点として、利用者の生活背景を把握するとともに、一人ひとりにふさわしいサービス提供を行い、自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの実施に努めます。
- 園芸やおやつづくり等を取り入れ、利用者の持っている知識や技術を引き出し、物忘れはあっても自尊心を持って、生きがいのある生活を送れるようにサービスの提供に努めます。
- 在宅で調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスの摂れた食事を届けるとともに安

否確認を行います。

- (1) 地域密着型通所介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）
  - ①専門性を生かした自立支援へのサービス提供
  - ②生きがい活動支援通所事業の実施（地域福祉センター・山村憩いの家）
  - ③運営推進会議の実施（年2回）
  - ④専門知識の習得及び人材育成
  - ⑤他機関等との連携及び情報提供
  - ⑥通所介護だよりの発行（年4回）
- (2) 西都市配食サービス事業
  - ①配食による高齢者の生活と健康維持
  - ②定期的な訪問による安否確認の実施
  - ③他機関等との連携及び情報提供

## **6 地域包括支援センター**

- 高齢者や、その家族が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援します。
- 「在宅医療と介護連携推進」「認知症施策推進」「生活支援体制整備」への取り組みへ参画し、地域で生活を送る住民とその家族の必要とされるニーズに応じられるように、西都市の「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- 総合事業の導入と地域の資源を活かしつつ、多様なマネジメントによる個別支援や住民主体による介護予防活動の支援、その担い手の育成を推進し、自助・互助・共助の体制構築を推進します。
- 介護保険の理念や目的を踏まえ、自立支援をめざし、地域の資源との連携を図れるように支援するとともに、地域に不足する資源の提言を行います。

- (1) 総合相談支援業務の実施
  - ①初期段階の相談対応と継続的・専門的な相談支援
  - ②実態把握の実施・分析
  - ③地域住民への地域福祉啓発活動の推進
  - ④広報による周知活動（地域包括支援センターだより発行：年4回）
- (2) 権利擁護業務の実施
  - ①成年後見制度活用への支援
  - ②虐待への対応又は虐待予防の支援
  - ③困難事例への対応
  - ④消費者被害の防止
- (3) 包括的・継続的なケアマネジメント業務の実施
  - ①介護支援専門員や介護・福祉サービス従事者の支援体制整備
  - ②関係機関との調整等コーディネート業務
  - ③多職種との連携、医療と介護のネットワーク構築
  - ④個別困難事例への対応及び支援



- ⑤フォーマル、或はインフォーマルの多様なサービスの連携及び調整
- ⑥家族介護者支援
- (4) 認知症施策の推進
  - ①認知症地域支援推進員の配置
  - ②認知症高齢者地域支援・ケア力向上、啓発活動
  - ③認知症初期集中支援事業との連携
  - ④認知症サポーター養成事業への協力
  - ⑤オレンジカフェの開催支援（毎月1回開催）
- (5) 生活支援体制整備事業の推進
  - ①第2層生活支援コーディネーターの配置
  - ②生活体制整備協議体との情報共有と連携協働
  - ③多様な支援のマッチング機能
  - ④地域課題と把握と分析
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
  - ①介護予防・生活支援サービス事業の実施
  - ②介護予防ケアマネジメントの利用者支援業務
  - ③介護予防事業推進員の配置
  - ④地域介護予防活動支援事業（目標：新地区5か所以上）
  - ⑤一般介護予防事業支援連携（出前講座等）

## V 関連事項

### 1 赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動の推進

本会は、宮崎県共同募金会西都市共同募金委員会の事務局を併任し、福祉・ボランティア団体等、地域福祉活動の貴重な財源を確保するため共同募金運動を推進し、区長会（班長・実行組合長等含む）や民生委員児童委員協議会をはじめとする諸団体の協力のもと、目標達成に努めていきます。

### 2 他団体の事務局併任及び福祉関係機関・団体との連絡調整

本会は、民生委員児童委員協議会並びに高齢者クラブ連合会の事務局を併任しており常に密接な連絡・連携が図られています。また、地域福祉活動の充実を図るため、市内外の福祉関係機関・団体等と積極的に連絡調整を図りながら、福祉のまちづくりの中核となり得るよう推進に努めていきます。